

さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びにさいたま市が発注する建設工事に伴う設計、調査及び測量業務、並びに補償業務（以下「業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。
- (2) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (3) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費をいう。
- (4) 現場管理費 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費をいう。
- (5) 一般管理費 工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。
- (6) 直接測量費 業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
- (7) 直接人件費 業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (8) 直接調査費 業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。
- (9) 測量調査費 業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
- (10) 特別経費 業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
- (11) 直接経費 業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
- (12) 間接調査費 業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
- (13) 技術料等経費 業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
- (14) その他原価 業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
- (15) 解析等調査業務費 業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。
- (16) 一般管理費 業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。
- (17) 諸経費 業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。

(対象とする契約)

第3条 この要綱は、競争入札により設計金額が400万円を超える工事及び設計金額が200万円を超える業務の請負契約を締結しようとする場合において適用する。ただし、さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定）の規定が適用される契約を除く。

(工事における最低制限価格)

第4条 工事における最低制限価格は、原則として、直接工事費に100分の97を乗じて得た額(一円未満切捨て)、共通仮設費に100分の90を乗じて得た額(一円未満切捨て)、現場管理費に100分の90を乗じて得た額(一円未満切捨て)及び一般管理費に100分の68を乗じて得た額(一円未満切捨て)の合計額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨て、端数整理後の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、工事を所管する部長が定める。

2 前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に10分の9.3(上限値)を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の9.3(上限値)を乗じて得た額、予定価格に10分の7.5(下限値)を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の7.5(下限値)を乗じて得た額とし、工事を所管する部長が定める。

3 前2項の規定により定めることが困難な特別な工事における最低制限価格においては、予定価格に10分の9.3(上限値)から予定価格に10分の7.5(下限値)を乗じて得た額の範囲内で、工事を所管する部長が定める。

(業務における最低制限価格)

第5条 業務における最低制限価格は、原則として、別表1に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表に掲げるアからエの合計額に、千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨て、端数整理後の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、業務を所管する部長が定める。

2 前項の規定により算出した最低制限価格が、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とし、業務を所管する部長が定める。

(1) 測量業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に10分の8.2(上限値)を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の8.2(上限値)を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6(下限値)を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の6(下限値)を乗じて得た額とする。

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務又は土木関係の建設コンサルタント業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に10分の8.1(上限値)を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の8.1(上限値)を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6(下限値)を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の6(下限値)を乗じて得た額とする。

(3) 地質調査業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に10分の8.5(上限値)を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格に10分の8.5(上限値)を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2(下限値)を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に3分の2(下限値)を乗じて得た額とする。

(4) 補償関係コンサルタント業務において、前項の規定により算出した最低制限価格が予定価格に10分の8.1(上限値)を乗じて得た額を超える場合においては、予定

価格に10分の8.1（上限値）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額とする。

- 3 前2項の規定により定めることが困難な特別な業務における最低制限価格において、測量業務においては、予定価格に10分の8.2（上限値）から予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額の範囲内で、建築関係の建設コンサルタント業務又は土木関係の建設コンサルタント業務においては、予定価格に10分の8.1（上限値）から予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額の範囲内で、地質調査業務においては、予定価格に10分の8.5（上限値）から予定価格に3分の2（下限値）を乗じて得た額の範囲内で、補償関係コンサルタント業務においては、予定価格に10分の8.1（上限値）から予定価格に10分の6（下限値）を乗じて得た額の範囲内で、業務を所管する部長が定める。
（最低制限比較価格の端数計算）

第6条 第4条第2項及び第3項並びに第5条第2項及び第3項の規定により最低制限価格を算出する場合においては、最低制限価格に110分の100を乗じて得た額（以下「最低制限比較価格」という。）に、千円未満の端数がない額とする。

- 2 第4条第2項及び第3項並びに第5条第2項及び第3項の規定にある上限値を用いて最低制限価格を算出する場合においては、予定価格に上限値及び110分の100を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる。
- 3 第4条第2項及び第3項並びに第5条第2項及び第3項の規定にある下限値を用いて最低制限価格を算出する場合においては、予定価格に下限値及び110分の100を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数がある場合においては、これを切り上げる。
（入札の執行）

第7条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合においては、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、入札者に対して、令第167条の10第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により当該入札をした者を落札者とししない旨を告げるものとする。

- 2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がある場合においては、入札執行者は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。
- 3 入札執行者は、第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しない場合においては、入札者に対して、落札者がいない旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年1月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月17日から施行する。
(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱運用指針の廃止)
- 2 さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱運用指針は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第4条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に公告又は指名通知を行った契約について適用し、同日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

別表1（第5条関係）

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

※アからエの額については一円未満切捨て

※複数の業種を一括して発注する場合の第5条第1項の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分のアからエを一括合計した金額とする。